

## 平成 28 年 第 4 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年4月5日（火） 午前9時00分～午前10時58分
2. 開催場所 白石町役場 3 階大会議室
3. 出席委員（35 人）

1番 片渕久司 委員	2番 木室徳好 委員	3番 岩永廣康 委員
4番 永松英昭 委員	5番 島ノ江 薫 委員	6番 渡辺清一 委員
7番 木下善明 委員	8番 小野愛子 委員	9番 溝口一博 委員
10番 大曲昭太 委員	13番 松尾利助 委員	14番 中村康則 委員
15番 吉岡保則 委員	16番 山口八州男 委員	17番 稲富正信 委員
18番 片渕秋正 委員	19番 山崎春樹 委員	20番 松尾和義 委員
21番 角 眞人 委員	22番 鐘ヶ江善三 委員	23番 竹下一彦 委員
24番 中村勝郎 委員	25番 溝口修一郎 委員	26番 石田義明 委員
27番 永石幸人 委員	28番 内野さよ子 委員	29番 久原菊恵 委員
30番 緒方昭久 委員	31番 井崎陽子 委員	32番 白武一正 委員
33番 土井力雄 委員	34番 小柳眞佐美 委員	35番 本山法夫 委員
36番 吉原春樹 委員	37番 川崎 薫 委員	
4. 欠席委員（2 人）

11番 川崎 悟 委員	12番 山口雪人 委員
-------------	-------------
5. 議事日程
  - 第 1 議事録署名委員の指名
  - 第 2 (1) 農業委員会職員の人事異動の発令について
  - (2) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
  - (3) 農地法第 4 条の規定による許可申請について
  - (4) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
  - (5) 非農地証明願いについて
  - (6) 専決処分の報告及び承認について
  - (7) 平成 28 年白石町農用地利用集積計画（4 号）の承認決定について
  - (8) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項	(1) 合意解約の報告
	(2) 農地賃借料情報の提供について

業務連絡事項	(1) 第 5 回農業委員会総会の日時及び場所
	(2) 農業委員会だよりについて
	(3) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西山里美	農地農政係長	田中進一	農地農政係長	野中和男
農地農政係	三原淳老	平田宰子	小川大輔		

## 7. 会議の概要

事務局長 皆さんこんにちは。定刻を若干過ぎておりますが、本日はお忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまより平成28年第4回農業委員会の総会を開催いたします。まず初めに、川崎会長より挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、11番の川崎悟委員、それから12番の山口雪人委員より欠席の届け出があっております。それから、2番の木室委員、それから32番の白武委員より若干おくれるとの連絡があっております。

出席委員さんは37名中35名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

以後、議事進行につきましては、規定に基づき会長をお願いいたします。

---

### 議事録署名委員の指名

議長 それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。

18番の片渕秋正委員、20番の松尾和義委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

---

### 1. 農業委員会職員の人事異動の発令について

議長 1. 「農業委員会職員の人事異動の発令について」事務局に説明を求めます。

事務局 事務局職員人事異動について説明

(辞令交付)

(職員自己紹介)

---

### 2. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案番号第66号

議長 続きまして、2. 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といた

します。

議案番号第66号、事務局に説明を求めます。

事務局長 それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案番号第66号、権利の種類、所有権移転、売買でございます。申請農地の表示、大字堤字嘉瀬川〇〇番、畑の358㎡、大字堤字嘉瀬川〇〇番、畑の6㎡で、合計で364㎡になります。譲受人の住所・氏名です。白石町大字堤〇〇番地、嘉瀬川の〇〇さん。耕作面積は、田、24,659㎡、畑、3,093㎡、合計27,752㎡。稼働力、男2、女2。申請の事由といたしまして、不動産競売における購入となっております。この案件につきましては、平成28年〇月〇日に買受適格証明書を発行いたしております。〇月〇日に開札がありまして、売却決定をしております。売却決定を受けて、農地法第3条の申請をされているものです。譲受人は認定農業者でもあり、自作農地も近いため、農地の耕作、管理に非常に都合がよく、所有権の移転について問題ないと判断をいたしました。

位置図につきましては、1ページをご参照ください。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 事務局の説明は終わりました。

これについては議事参与の制限がございまして、〇番の〇〇委員は審議の間、退席をお願いします。

(〇番 〇〇委員 退席)

議長 これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。

議案番号第66号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第66号は当委員会で許可することに決定をいたします。

(〇番 〇〇委員 着席)

議案番号第67号

議長 続きますして、議案番号第67号、事務局の説明を求めます。

事務局長 続きますして、議案番号第67号、権利の種類は所有権移転、贈与でございます。申請農地の表示、大字福富字三番搦〇〇番、大字福富字昭和搦〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、田が10,124㎡、畑、119㎡、合計10,243㎡。譲渡人、大字福富〇〇番地、南区の〇〇さん、〇歳。譲受人が、同じく南区の〇〇さん、〇歳でございます。耕作面積につきましては、田の61,882㎡、畑の10,438㎡、合計72,320㎡です。稼働力といたしましては、男2、女1、合計の3名でございます。申請の事由は、相続時精算課税制度適用による、子に対するの贈与でございます。申請の適用要件を満たしておられ、〇〇さんが農地の全て72,320㎡の贈与を受けられるものです。譲受人は37年間農業に従事されており、これまで同様、全ての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理をしたところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。

これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。

議案番号第67号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第67号は当委員会で許可することに決定をいたします。

議案番号第68号

議長 続きますして、議案番号第68号、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案番号第68号、権利の種類は所有権移転、贈与でございます。申請農地の表示、大字戸ケ里字二本谷〇〇番、田の646㎡、同じく大字戸ケ里字二本谷〇〇番、田の98㎡、合計の744㎡です。譲渡人は、白石町大字戸ケ里〇〇番地、廻りの〇〇様、〇歳。譲受人は、嬉野市塩田町五町田甲〇〇番地、〇〇さんの子供さ

んになられます○○さん、○歳です。耕作面積は田が13,320㎡。稼働力は、男1、女1となっております。申請の事由といたしましては、子に対する贈与でございます。宅地周りの農地が高齢により管理ができないということで、子に対して贈与をされるものでございます。以前より耕作の手伝いをされており、また住所地である嬉野市で夫とともに農業に従事されていることは嬉野市より耕作証明で確認をいたしております。これまで同様、農地の適正な利用が認められ、通作距離、それから地域との関係も問題なく、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。位置図につきましては、2ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長           これについては地元委員のほうの説明をお願いします。

○番           ○番の○○でございます。地元農業委員として、4月2日に事務局と現地確認を行いました。

今回申請については、高齢になり耕作継続が困難になったことから、譲渡人の子である譲受人へ贈与にて農地を譲りたいとのことでした。申請地については以前より譲受人も耕作等の手伝いをされており、また今後も周辺地域と協力して適正に耕作、管理することをお約束されていることから、所有権移転については問題ないと判断いたします。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長           ありがとうございます。

地元委員の補足説明が終わりました。

これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。ございませんか。

(質問、意見なし)

議長           ないようですので、採決に入ります。

議案番号第68号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長           ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第68号は当委員会で許可することに決定をいたします。

議案番号第69号

議長           続きまして、議案番号第69号、事務局の説明を求めます。

事務局長 続きまして、議案番号第69号、権利の種類は所有権の移転、売買でございます。申請農地の表示、大字東郷字三本松〇〇番、田の3,166㎡、大字東郷字一本松〇〇番、田の3,351㎡、合計の6,517㎡です。譲渡人は、江北町大字下小田又〇〇番地、〇〇さん、〇歳。譲受人、白石町大字東郷〇〇番地、東郷上の〇〇さん、〇歳です。耕作面積は、田、31,476㎡。稼働力は、男2でございます。譲渡人の〇〇さんは江北町在住で、高齢のため通作が厳しくなってきたとして、近隣耕作者の〇〇さんが購入をされるものでございます。〇〇さんは現在兼業農家でありまして、今後は専業農家を目指しておられます。これまで同様に、農地の管理について適切な利用が認められると思います。機械力、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、申請は妥当と判断して、受理したところでございます。位置図につきましては、3、4ページをごらんください。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 これについても地元委員のほうから補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。地元農業委員として、3月31日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人は現在兼業であります。申請地周辺において、米、麦を中心に約2haの農地を耕作しておられ、後々は専業での営農を計画されております。今回、江北町遠方からの耕作が不便だという譲渡人と規模拡大を図りたいという譲受人と両方の希望が一致したことから、購買による所有権移転の申請に至っております。譲受人は今後周辺地域と協力して耕作することを約束しており、所有権移転については問題ないと判断いたします。ご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。

議案番号第69号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第69号は当委員会で許可することに決定をいたします。

議案番号第70号

議長 続きます、議案番号第70号、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案番号第70号です。権利の種類は使用貸借権の設定。申請農地の表示、大字横手字明治捌〇〇番、〇〇番、〇〇番、面積は、田、5,053㎡、畑、38㎡、合計の5,091㎡です。貸付人は、白石町大字横手〇〇番地、只江の〇〇さん、〇歳。譲受人は、白石町大字横手〇〇番地、同じく子の〇〇さん、〇歳です。耕作面積は、田、5,053㎡、畑、38㎡、計の5,091㎡。稼働力は、男2、女1です。申請の事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の再設定となっております。期間は、平成28年5月1日より50年間となっております。借受人は32年間農業に従事されておりまして、これまで同様、全ての農地に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。

議案番号第70号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第70号は当委員会で許可することに決定をいたします。

---

3. 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案番号第71号

議長 続きます、3.「農地法第4条の規定による許可申請について」議題といたします。

議案番号第71号、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案番号第71号、申請農地の表示は、大字福富字楠箒〇〇番、畑の19㎡、同じく大字福富字楠箒〇〇番、田の106㎡、大字福富字楠箒〇〇番、畑の43㎡、同じく大字福富字楠箒〇〇番、田の55㎡、合計の223㎡です。申請者、白石町大字福富〇〇番地、上区の〇〇さん。転用目的は、農舎、駐車場及び庭でございます。転用の事由といたしまして、平成7年ごろに〇〇番の一部を庭として整備し、平成10年ごろに農機具及び車の増加に伴い収納場所が不足したため、〇〇番、〇〇番及び〇〇番に農舎を建設し、また平成20年ごろにイチゴ資材の増加に伴いコンテナハウスを設置した。さらに、平成21年ごろに長男が結婚し、その妻の分の駐車スペース等の確保が必要となったため、〇〇番の残地を駐車場として整備をしたということで、始末書が添付されております。事業又は施設の概要ということで、農舎がビニールハウスで40.50㎡、コンテナハウスは8㎡、庭が60㎡、駐車場46㎡、通路、その他が68.5㎡です。位置及び影響等は、東が農道、西、宅地、南、町道、北、宅地、用悪水路となっております。面積の検討は、適当と判断いたします。その他、参考事項としまして、〇〇番は農振除外が平成26年12月4日に見直しの決定公告がなされております。また、それ以外の3筆につきましては農振除外地でございます。当申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、農地区分は第1種農地で、原則不許可でございますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続しているものと判断しました。周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件を全て満たしておられることから、申請は妥当と判断して、受理しております。議案位置図につきましては、7ページに地図、土地利用計画図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番〇〇です。地元農業委員として、3月28日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は農舎、駐車場及び庭などを目的に行われるものですが、申請農地は生産性の低い狭小農地であり、また地元区長、生産組合長からの同意を得ておられ、周辺農地への影響もないことから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、既に無断で転用されていたことについては、十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。

これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。  
議案番号第71号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第71号は許可相当として知事に進達することに決定をいたします。

---

4. 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案番号第72号

議長 続きまして、4.「農地法第5条の規定による許可申請について」議題といたします。  
議案番号第72号、事務局の説明を求めます。

事務局長 続きまして、農地法第5条の規定による許可申請についてです。

議案番号第72号、権利の種類、使用貸借権の設定、申請農地の表示、大字福吉字本松〇〇番、田の118㎡、同じく大字福吉字本松〇〇番、田の47㎡、合計の165㎡。貸付人は、白石町大字福吉〇〇番地、福吉西中の〇〇さん。借受人は、白石町大字福吉〇〇番地、同じく福吉西中の〇〇さんです。

転用目的は、農業用倉庫及び宅地進入路です。転用の事由といたしまして、既存倉庫が手狭であったため、昭和60年ごろに、東側に位置する〇〇番を無断で造成し、農業用倉庫を建築した。また、昭和61年ごろには、宅地進入路が狭く、自家用車や農業用機械の通行が不便であったため、既存宅地の南側に位置する〇〇番の一部を無断で拡張し利用してきたということで、これも始末書が添付されております。事業又は施設の概要、農業用倉庫75㎡、農業用資材置き場15㎡、宅地進入路47㎡、家庭菜園、通路、その他が28㎡です。位置及び影響等、東、畑、町道、西、宅地、畑、南、宅地、田、北、田、宅地。面積の検討は、適当と判断いたしております。その他、参考事項といたしまして、〇〇番は農振除外が平成26年12月4日見直しの決定公告がなされております。〇〇番は農振除外が同じく27年9月8日に決定公告がなされております。当申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であり、農地区分は第1種農地で、原則転用不許可でございますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続しているものと判断いたしました。周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておら

れることから、申請は妥当と判断して、受理しております。議案の位置図につきましては、8ページから10ページをご参照ください。

以上で説明終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。地元農業委員として、3月24日に事務局と現地確認を行いました。

申請人は現在、約1.2haの農地で米を中心にタマネギ、レンコン等を耕作されております。今回の申請は農業用倉庫と進入路の拡幅ということですが、面積も広くなく適当で、周辺農地への影響もないことから、問題ないと判断いたします。無断で転用されておられることについては十分指導をいたしております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。

地元委員の補足説明は終わりました。

これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。

議案番号第72号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第72号は許可相当として知事に進達することに決定をいたします。

---

#### 議案番号第73号

議長 続きまして、議案番号第73号、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案番号第73号、権利の種類は使用貸借権の設定。申請農地の表示、大字福富下分字吉兵エ〇〇番、田の51㎡です。貸付人は、大字福富下分〇〇番地、六府方区の〇〇さん。借受人は、白石町大字深浦〇〇番地、深浦東分の〇〇さんです。転用目的は、農業用倉庫及び資材置き場。転用の事由は、10年程前から農地法の申請をしないまま一部を農業用倉庫として利用していたということで、始末書が

添付されています。また、農機具置き場及び資材置き場が不足しているため、今回あわせて申請をされております。事業又は施設の概要、農業用倉庫、7㎡、資材置き場、12㎡、農業用機械及び通路等は83㎡です。位置及び影響等、東は田、西は宅地、南、町道、北、田。面積の検討は、適当と判断いたしております。その他、参考事項といたしまして、農振除外は平成27年11月4日に軽微な変更として決定公告をされております。申請農地につきましては、農用地区内農地ということで、市町村が定める農業振興地域計画において農用地区域内にある農地であります。原則転用不許可でありますけれども、許可基準等の用途区分の変更ということで許可基準を満たしております。今回、既存の農業用倉庫をあわせて、また新たに資材置き場も整備をしたいということで、その他転用の許可も要件も全て満たしているということで、申請は妥当と判断して、受理をいたしております。議案図につきましては、11ページから13ページをごらんください。これは、住所は貸付人と借受人の住所が違いますけれども、母方の父ということで、祖父の分を孫が借り受けるという形になっております。ご審議方よろしくお願いたします。

議長            これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番            ○番〇〇です。地元農業委員として、3月24日、事務局と現地確認を行いました。

申請人は現在、福富地域において、貸付人である祖父からの借用地を含め、約2haの農地で米、タマネギ、レンコンを耕作されております。今回の申請は、農業用資材置き場などの農業用施設への転用ということです。面積も狭小で、周辺農地への影響もないことから、問題ないと判断いたします。一部を無断で転用されておられることについては、十分指導をしております。ご審議をお願いします。

議長            ありがとうございました。

これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。ございませんか。

(質問、意見なし)

議長            ないようですので、採決に入ります。

議案番号第73号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長            ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第73号は許可相当と

して知事に進達することに決定をいたします。

---

議案番号第74号

議長 続きまして、議案番号第74号、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案番号第74号、権利の種類、所有権移転、売買でございます。申請農地の表示、大字遠江字松〇〇番、畑の78㎡です。譲渡人は、岡山市北区桑田町〇番〇号、岡山県の〇〇さん。譲受人は、白石町大字遠江〇〇番地、太原中の〇〇さんです。転用目的は、花壇及び庭。転用の事由といたしまして、今回の申請地に隣接している宅地を購入予定である。それにあわせて庭等を整備したいため、申請地を購入し転用されるものです。事業又は施設の概要、植栽等で42㎡、家庭菜園、16㎡、花壇、20㎡。位置及び影響等、東、町道、西、田、南、宅地、北、田、畑、宅地。面積の検討は、適当と判断しました。その他、参考事項としまして、農振除外が平成26年12月6日に見直しの決定公告をなされております。当申請地につきましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、農地区分は第1種農地で、原則転用不許可でございますけれども、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものと判断いたしました。周辺農地や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておりますので、申請は妥当と判断して、受理をしております。位置図につきましては、14ページから17ページをご参照ください。

以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

議長 これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。〇番の〇〇委員が所用により欠席されるということで、地元委員からの補足説明について口述書を預かっておりますので、私のほうで代読させていただきます。

〇番の〇〇です。地元農業委員として、3月24日に事務局と現地確認を行いました。

今回申請の〇〇番につきましては、そこに隣接する宅地を〇〇さんが購入されるため、あわせて庭などを整備したいという要望から、今回申請されるものです。周辺農地に与える影響もないため、今回の転用はやむを得ないと判断されます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。  
議案番号第74号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第74号は許可相当として知事に進達することに決定をいたします。

---

#### 議案番号第75号

議長 続きまして、議案番号第75号、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案番号第75号、権利の種類は所有権移転の売買です。申請農地の表示、大字福富字二本松〇〇番、面積は田、31㎡です。譲渡人は、白石町大字福富〇〇番地、上区の〇〇さん。譲受人は、同じく白石町大字福富〇〇番地、中区の〇〇さんです。転用目的は、宅地拡張。転用の事由といたしまして、昭和50年ごろ、住宅を改築した際に譲渡人から借用し、庭として利用していた。今回、農地であることが発覚し、今後も同様に利用したいことから、申請をしたい。これも始末書が添付されております。事業又は施設の概要は、庭の31㎡です。位置及び影響等、東、農道、西、町道、南、農道、北、宅地。面積の検討は、適当と判断しました。その他、参考事項としまして、当地区は農振除外地でございます。農地区分といたしましては、中山間地域等に存在する農業公共施設の投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地でございますが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ると判断いたしております。周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し、受理しております。議案の位置図は、18から20ページをご参照ください。

以上で説明終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 地元委員のほうの補足説明をお願いします。

〇番 〇番〇〇です。地元農業委員として、3月15日に事務局と現地確認を行いました。

今回申請の〇〇番につきましては、昭和50年ごろ、住宅を改築された際に譲渡人である〇〇さんから借用し、庭として利用されておられました。毎年賃借料を払っておられましたが、今回農地であることが発覚し、今後も同様に利用したいため、転用申請に至りました。周辺農地に与える影響もないため、転用はやむを得ないと判断されます。無断転用につきましては、十分指導しておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長            ありがとうございました。  
                  地元委員の補足説明が終わりました。  
                  これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長            ないようですので、採決に入ります。  
                  議案番号第75号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長            ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第75号は許可相当として知事に進達することに決定をいたします。

---

#### 5. 非農地証明願いについて

##### 議案番号第76号

議長            次に、5.「非農地証明願いについて」議題といたします。  
                  議案番号第76号、事務局の説明を求めます。

事務局長      それでは、非農地証明願いについて、ご説明をいたします。

議案番号第76号、農地の所在につきましては、大字福田字楠〇〇番、田の87㎡、同じく大字福田字楠〇〇番、畑の242㎡、合計の329㎡です。願出者の住所・氏名ですが、白石町大字福田〇〇番地、福富移の〇〇さんです。農地でなくなった時期及び原因でございます。昭和53年ごろ、現在の居宅を新築する際、土砂埋め立てを行い、現在まで宅地として使用していたということで、顛末書が添付されております。圃場整備の有無は、地区内でございます。その他、参考事項としまして、農振除外地でございました。非農地化した原因、それから時期、経過、管理状況などの調査を行い、申請は妥当であると判断し、受理をしております。議案位置図につきましては、21ページから23ページをご参照ください。

以上で説明終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。  
地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の○○です。地元農業委員として、3月28日に○○委員及び事務局と現地確認を行いました。

申請地は現在、進入路、車庫、倉庫等の宅地として使用されております。申請地は平成元年の圃場整備事業の際に田として換地されていたようですが、申請どおり圃場整備前から隣接する宅地の車庫及び倉庫として利用されていたことは間違いないと思われまゝ。今回の申請については、区長、生産組合長及び近隣の住民の方からも以前から非農地であったという意見を得られ、今後も農地として利用されることはなく、また周辺の農地への影響もないことから、非農地として証明することはやむを得ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。  
地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。  
議案番号第76号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第76号は当委員会承認することに決定をいたします。

---

6. 専決事項の報告及び承認について  
議案番号第77号

議長 続きまして、6.「専決事項の報告及び承認について」。  
議案番号第77号、事務局に説明を求めます。

事務局長 専決事項の報告及び承認について、ご説明をいたします。  
議案番号第77号、申請農地の表示、大字八平字新開○○番、畑の1,731㎡で

す。農振農用地区域内でございます。あっせん申出人、小城市芦刈町三王崎〇〇番地、小城市の〇〇さん。あっせん委員としまして、〇番の〇〇さん、〇番〇〇委員さんです。議案の位置図につきましては、24ページをご参照ください。専決事項で行うあっせん委員の指名については、白石町農業委員会業務執行規則第2条第6号に規定されており、規定に基づき指名の報告をいたしまして承認を求めらるるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方お願いいたします。

議長            これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長            ないようですので、採決に入ります。  
議案番号第77号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長            ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第77号は当委員会で承認することに決定をいたします。

---

7. 平成28年白石町農用地利用集積計画（4号）の承認決定  
について  
議案番号第78号

議長            続きまして、7. 議案番号第78号「平成28年白石町農用地利用集積計画（4号）の承認決定について」議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局        議案番号第78号の農用地利用集積計画（4号）について、ご説明いたします。  
初めに、所有権移転関係でございます。今回は7件となっております。整理番号1番から読み上げさせていただきます。  
整理番号1番、買い手、東郷上の〇〇さん、売り手、新明2Aの〇〇さん、土地の表示は大字新明〇〇番地、田の1筆で4,481㎡、利用目的は米・タマネギ、所有権の移転時期は平成28年4月6日、支払期限は平成28年8月31日、10a当たりの対価は〇〇万円、総額で〇〇万円、支払い方法は佐賀銀行への振り込み、取得後の経営面積は8,933㎡、認定新規就農者です。

整理番号2番、買い手、下区の〇〇さん、売り手、兵庫県の〇〇さん、土地の

表示は大字福富字直江〇〇番地、同じく〇〇番地、同じく〇〇番地、田 3 筆で 3,814㎡、利用目的はレンコン、所有権の移転時期は平成28年 4 月 6 日、支払い期限は平成28年 4 月 28 日、10 a 当たりの対価は〇〇万円、総額で〇〇万円、支払い方法は尼崎信用金庫への振り込み、取得後の経営面積は40,392㎡、認定農業者です。

整理番号 3 番、買い手、東区の〇〇さん、売り手、福富移の〇〇さん、土地の表示は大字遠江字八平〇〇番、畑 1 筆、面積8,414㎡、利用目的は米・麦、所有権の移転時期は平成28年 4 月 6 日、支払い期限は平成28年 7 月 29 日、10 a 当たりの対価は〇〇万円、総額で〇〇万円、支払い方法は J A 口座になっています。取得後の経営面積は62,351㎡、認定農業者です。

整理番号 4 番、買い手、東六府方区の〇〇さん、売り手、東六府方区の〇〇さん、土地の表示は大字福富下分字大福〇〇番、田の 1 筆で、面積は2,278㎡、利用目的は米・タマネギ、所有権の移転時期は平成28年 4 月 6 日、支払い期限は平成28年 4 月 28 日、10 a 当たりの対価は〇〇万円、総額で〇〇万円、支払い方法は J A 口座への振り込み、取得後の経営面積は82,255㎡、認定農業者です。

整理番号 5 番、買い手、東六府方区の〇〇さん、売り手、小城市の〇〇さん、土地の表示は大字八平字新開〇〇番、畑 1 筆で、面積は1,731㎡、利用目的は苗床・タマネギ、所有権の移転時期は平成28年 4 月 6 日、支払い期限は平成28年 7 月 29 日、10 a 当たりの対価は〇〇万円、総額で〇〇万円、支払い方法は J A 口座への振り込み、取得後の経営面積は23,218㎡、認定農業者です。

整理番号 6 番、買い手、沖清の〇〇さん、売り手、新盛の〇〇さん、土地の表示は大字牛屋字舩搦〇〇番、田の 1 筆で3,247㎡、利用目的は米・麦、所有権の移転時期は平成28年 4 月 6 日、支払い期限は平成28年 6 月 30 日、10 a 当たりの対価は〇〇万円、総額で〇〇万円、支払い方法は J A 口座への振り込み、取得後の経営面積は139,462㎡。

整理番号 7 番、買い手、新明 2 A の〇〇さん、売り手、新明 2 A の〇〇さん、土地の表示は大字新明〇〇番、田 1 筆、面積は4,301㎡、利用目的は米・タマネギ、所有権の移転時期は平成28年 4 月 6 日、支払い期限は平成28年 7 月 29 日、10 a 当たりの対価は〇〇万円、総額で〇〇万円、支払い方法は佐賀銀行への振り込みです。取得後の経営面積は53,140㎡、認定農業者です。

次に、利用権設定関係でございます。1 ページから 5 ページにかけて 56 件の計画が提出され、利用権の種類は賃借権が 55 件、使用貸借が 1 件となっております。そのうち新規が 33 件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが 22 件で、再設定は 23 件でした。また、農地利用集積円滑化団体である J A を通して設定されるものは 26 件です。今回の利用権の総面積は 249,833㎡です。今回、利用権設定における改定につきましては、農業生産法人によるものは 2 件、個人によるものが 54 件となっております。今回の計画の中で未相続農地は 9 件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、56件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

議長 それでは、ないようですので、採決に入ります。  
議案番号第78号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第78号は当委員会で承認することに決定をいたします。

---

8. 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について  
議案番号第79号～議案番号第89号

議長 続きまして、8.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」。

農地の売り渡し希望等で、議案番号第79号から議案番号第89号まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 それでは、農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売り渡し希望です。

議案番号第79号、申出農地、大字福吉字本松〇〇番、田の782㎡、大字福吉字末福〇〇番、田の3,624㎡、同じく〇〇番、田の3,623㎡です。あっせん申出人は白石町大字福吉〇〇番地、福吉北中の〇〇さんです。

議案番号第80号、申出農地、大字遠江字遠江搦〇〇番、田の4,586㎡、あっせん申出人は白石町大字遠江〇〇番地、遠江下の〇〇さんです。

議案番号第81号、申出農地、大字東郷字三本楠〇〇番、田の1,903㎡、あっせん申出人は白石町大字横手〇〇番地、大井の〇〇さんです。

議案番号第82号、申出農地、大字福吉字弥右エ門〇〇番、田の909㎡、あっせん申出人、白石町大字福富〇〇番地、北区の〇〇さん。

議案番号第83号、申出農地、大字福富下分字大福〇〇番、田の1,990㎡、あっせん申出人は白石町大字福富下分〇〇番地、六府方区の〇〇さん。

8 ページ目です。議案番号第84号、申出農地、大字新明〇〇番、田の6,066㎡、あっせん申出人、白石町大字新明〇〇番地、新明4Aの〇〇さん。

議案番号第85号、申出農地、大字辺田字竜子田〇〇番、田の3,946㎡、同じく大字辺田字竜子田〇〇番、田の1,714㎡、あっせん申出人、佐賀市神野東〇丁目〇番〇号、〇〇さん。

議案番号第86号、申出農地、大字福吉字末福〇〇番、田の2,848㎡、同じく大字福吉字弥右エ門〇〇番、田の1,410㎡、あっせん申出人は佐賀市久保田町徳万〇〇番地、〇〇さん。

議案番号第87号、申出農地、大字新明〇〇番、田の5,901㎡、同じく大字新明〇〇番、田の4,425㎡、同じく大字新明〇〇番、田の4,418㎡、あっせん申出人は鹿島市大字中村〇〇番地、〇〇さんです。

議案番号第88号、申出農地、大字福富字東観音〇〇番、田の4,811㎡、同じく大字福富字東観音〇〇番、田の4,687㎡、あっせん申出人は秋田県南秋田郡大潟村字西〇丁目〇〇番地、秋田県の〇〇さんです。

議案番号第89号、申出農地、大字福田字楠〇〇番、田の4,544㎡、同じく大字福田字楠〇〇番、田の4,972㎡、同じく大字福富字南観音〇〇番、田の2,295㎡、あっせん申出人は千葉県船橋市芝山〇丁目〇番〇号、船橋市の〇〇さんです。

以上、議案番号第79号から議案番号第89号まで11件の議案につきまして、白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領5-8に農業委員の中からあっせん委員を2名指名すると定められておりますので、ご審議のほどをよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
あっせん委員さんをよろしく申し上げます。  
議案番号第79号。

〇番 〇番と〇番。

議長 〇番と〇番。3つともですね。

議長 続いて、議案番号第80号。

〇番 〇番と〇番。

議長 〇番と〇番ですね。  
議案番号第81号。

〇番 〇番と〇番。

議長 ○番と○番ですね。  
議案番号第82号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番ですね。  
議案番号第83号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番ですね。

議長 議案番号第84号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番。

議長 議案番号第85号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番ですね。2つともですね。

議長 議案番号第86号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番。これも2つともですね。

議長 議案番号第87号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番。これ3つともですね。

議長 議案番号第88号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番ですね。2つともですね。

議長 議案番号第89号。

○番 3つ全て○番と○番。

議長 ○番と○番。

○番 3つ目が○番と○番。

議長 ○番と○番ですね。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第79号、○番○○委員と○番○○委員。それから、議案番号第80号は○番○○委員と○番○○委員。それから、議案番号第81号は○番○○委員と○番○○委員。それから、議案番号第82号は○番○○委員と○番○○委員。議案番号第83号は○番○○委員と○番○○委員。それから、議案番号第84号は○番○○委員と○番○○委員。それから、議案番号第85号は○番○○委員と○番○○委員、2つともですね。それから、議案番号第86号は○番○○委員と○番○○委員、これも2つともです。それから、議案番号第87号は○番○○委員と○番○○委員、3つともです。それから、議案番号第88号は○番○○委員と○番○○委員。それから、議案番号第89号は○番○○委員と○番○○委員、上2つですね。それで、一番下は○番○○委員と○番○○委員。それでは、よろしく申し上げます。

続いて、担当の職員をお願いします。

事務局長 それでは、事務局より担当説明をいたします。

まず、議案番号第79号です。これは○○の担当です。議案番号第80号は○○の担当です。議案番号第81号は○○の担当です。議案番号第82号が○○の担当です。議案番号第83号は○○の担当です。それから、議案番号第84号は○○の担当です。議案番号第85号は○○の担当です。議案番号第86号は○○の担当です。議案番号第87号は○○の担当です。議案番号第88号は○○の担当です。議案番号第89号が○○の担当でございます。

以上、担当を説明いたしましたので、今後事務連絡等がありましたら担当のほうにお願いしたいと思います。

---

(追加議案)

1. 農業委員会促進事務等活動計画(案)の承認について

議長       ここで追加議案を上程し、ご審議をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声)

議長       それでは、追加議案第90号を上程し、事務局に説明を求めます。

事務局     どうもありがとうございます。ただいまより追加議案の配付をさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、追加議案といたしまして、農業委員会促進事務等活動計画(案)のご承認についてということで、追加議案でお願いをいたしたいと思っております。

平成21年から、農業委員会の活動計画並びにその活動に対する実績を取りまとめて、ホームページで公表をするようになっております。それで、まず内容について、農業委員会において、ホームページで公表する案についてご承認をいただいて、その結果を踏まえて、その後町のホームページで1カ月縦覧するという規定がございます。その結果を踏まえて、6月末までに農水省に計画書を提出することになります。それで、今回お願いいたしますのは、ホームページに公表する案のご承認でございます。ご承認いただきますと、内容について早速1カ月間ホームページで公表いたし、併せて内容に対して農業者の方からご意見を求めます。それで、意見を承れば、その意見に対して農業委員会としての意見をまとめて、改めて正式に公表するという形になります。それで、1カ月でございますので、6月の総会におきまして意見の有無も含めて、改めて正式な農業委員会の計画として決定をいただく予定にいたしております。今回は、申し上げましたように、ホームページに掲載します案としてご承認をいただきたいということでございます。

計画書は様式1、様式2から成っております。様式1は1から3ページまでが活動計画(案)、4ページから10ページまでは、平成27年度計画の点検・評価となっております。

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価という内容になっております。それで、法令業務と促進業務に分かれております。まず、この4ページでございますけれども、これは法令業務、総会、それから議事録の作成関係、これは当然周知、町のホームページ、委員会だより等で周知を行っている状況です。

それと、下のほうの会議録でございますけれども、作成後、縦覧に供しているところでございます。それから、議事録の内容、(3)農業委員会議事録につきましては、詳細議事録の作成と記載されておまして、その旨に沿った議事録を作成いたしております。

5ページでございますけれども、事務に関する点検ということで、農地法関係の事務処理件数なり、その対応について記載しております。

まず、(1)農地法3条関係でございますけれども、件数を記載しております。農地法3条につきましては、54件、27年度に取り扱いをいたしております。それと、これも農地法改正で非常にいろいろ議論ございまして、まずもって申請者の方に詳細に説明をしながら対応していくということになっておまして、この実施状況の中には農地法の趣旨に沿ったところで随時申請に来られた場合は対応をいたしております。そういう内容を記載しております。

それと、事務の処理期間がございまして、20日が申請受付の締め切りの目安としております。そういうことで、タイミングがよろしかったら、10日ばかり、十四、五日でできますけれども、20日過ぎに来られた場合、翌々月の取り扱いとなりますので処理期間にもその分長くなります。そういう状況もございまして、受理から平均というか2カ月程度ということで記載しております。

それと、下のほうが農地転用に関する事務でございますけれども、平成27年80件ございました。それと、これについても審査の前に現地のほうを見ていただくということで、本日も、従来から事前に現地を調査いただきまして、補足説明をしていただいている状況でございます。その旨記載しております。

6ページのほうをお願いいたします。

農業生産法人でございます。農業生産法人につきましても、農地法の規定の中に、決算が終了すれば速やかにかというか、3カ月後ぐらいに農業委員会のほうに法人報告をしていただきたいという規定がございます。管内で今10法人ございますので、現在全ての法人さんから届けをいただいております。それと、情報提供でございますが、この後連絡事項にもございまして、実勢小作料の公表ということで、農地法上の規定がございます。例年4月にホームページのほうで公表をいたしている状況です。ここ記載しております調査件数でございますけれども、これは昨年の件数で596件をサンプルで、それを計算しまして、上限、下限、それから平均値というところで、ホームページで公表しております。

7ページのほうをご覧いただきたいと思っております。法令業務、遊休農地に関する事務でございます。これは28年3月末現在で、管内の農地面積は5,907haとなっております。それで、遊休農地面積につきましては0.4ha、2筆でございます。平成27年度の目標、実績ですが、昨年の4月は3.1haでございました。場所は福富地域と白石地域でございますけれども、実績で約2.7haの改善ができました。八平干拓地区で、地元農業委員さん、関係者初め地域の方のご協力、この分が復

旧、解消が図れました。現在貸し付けされており、非常にきれいな土地に復旧をいただきました。それで、あと残っているのは2筆、約4反ばかり、その報告をしている状況です。

活動計画、活動実績でございますけれども、これは農地パトロールです。町の方の荒廃農地と合同で実施いたしております。実施時期は7月、2月、年2回です。農業委員さん、それから地元の協力員さんで実施をしているところでございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

促進事務に係ります調査ということで、認定農家の現状等を記載しております。農業振興課及び農業センサスの資料に基づいております。28年4月現在、年度末の現在でございますけれども、農家数が1,991戸、そのうち主要農家、専業農家969戸、それと農業生産法人10法人、認定農業者数620経営体、それから特定農業団体10団体となっております。

活動計画、実績でございますけれども、関係機関と連携を図りながら、推進をしていくということで記載しております。

9ページ目でございますけれども、これは農地の利用集積関係です。管内農地面積は5,907、それで年度末で1,798haの経営基盤強化法に基づく農地貸し借りがなされておまして利用権設定率30.4%という状況です。

平成27年度の貸し借りの実績でございます。87haということで実績、これは全くの新規、新規の貸し借りが87ha程度27年度にあっております。これも農協さんの円滑化事業、それと中間管理機構、一緒にしながら、今後とも引き続いて推進を図っていくということで記載しております。

最後の10ページでございます。

違反転用でございますが、今後も、地域で何か計画をされる時はご指導お願いしたいというところでございます。

1ページをご覧いただきたいと思います。

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画でございます。1ページ目は農業委員会の状況になっております。農業委員会の状況、農家、農地等の概要ということで、これ先ほどの農家の農家戸数、自給的農家数、販売農家数等とあります。これも2010年のセンサスの数値を記載しております。

それと、中ほどに農業者数という新しい欄でございますけれども、女性農業者、農業就業者の数3,906人、それから女性の方がそのうち2,022名、40代以下の方が344人、これも農業センサスの中に上がっている数値でございます。それと、その右のほう、認定農家からずっと一番下の集落営農組織でございます。それで、認定農業者の方は620、基本構想到達、これ農業振興課のほうでお伺いした数字でございます。基本構想到達者が86名、それから認定新規就農者が25名、新規参入農業法人、これは一般の農業法人、会社の貸し借りによる農業参入ということで、これはございません。それから、集落営農関係でございますけれども

も、特定農業団体10、農業集落営農組織58ということで、これは農業振興課のほうからいただいた数字をまとめました。

それとあと、その下のほうには耕地面積から農家、農地台帳面積でございます。耕地面積につきましては、これはセンサスの数値です。センサスでは田が5,292ha、畑が363ha、そのうち普通畑344ha、樹園地は1haとなっております。遊休農地につきましては、先ほど申しました0.4ha約4反ばかり報告をしている状況です。

それと、農業委員会の改正に関する項目でございます。白石町農業委員会におきましては、流動化率と耕作放棄地の関係で、適正化推進員を置かなくていい、従来どおりの体制でいいということであります。近隣では〇〇町も同様と聞いております。次回の改選期におきましては新しい体制方式で、推薦の形になりますけれども、それまでは現行のこの体制で変わりはありません。

2ページ目でございますけれども、これも先ほどと余り変わらないような、担い手への農地の利用集積、集約化ということで、先ほど申しました現況と同じであります。また、28年度の目標及び活動計画ということで、集積面積は50ha、うち新規集積面積は各30haというところで、新しく担い手、認定農家の方に新規に貸された農地を書くという欄になっているそうございまして、約30haを目標として記載しております。次に新規参入に関する項目でございます。産業のほうにも確認をいたしまして、これ25、26、27年度分を記入しております、3カ年の状況ということで。平成25、26年度の新規参入はございません。これは全く新しく農地を取得された方、そういう方が新規参入という、この様式の考え方がいいですけれども、27年度に3名さんいらっしゃいました。3ページ目でございますけれども、遊休農地、これも今後増えることも考えられるような状況でございます。平たん部においては白石町に遊休農地は発生させない事を目標として、記載しております、2筆については、28年度で何とか解消つなげていけばと考えております。よろしく願いいたします。

それと、違反転用関係でございますが、これも引き続いて何か地域のほうでご相談なり、ちょっと造成なりされている場合は一声お声をかけていただいて、もし許可等受けておられなかったら除外地とか、申請の手続のほうのご指導をぜひともお願いいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上概要説明を終わりましたが、総会においてご承認いただきますと、ホームページで白石町農業委員会の活動計画（案）として掲載をいたします。ご審議よろしく願いいたします。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入りたいと思います。  
議案番号第90号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長       ありがとうございます。賛成多数と認め、議案番号第90号は当委員会で承認することに決定をいたします。どうもありがとうございました。

---

議長       これで全議案が終了いたしましたので、続いて報告事項に入ります。

事務局     (事務局より報告事項を行う)

1. 合意解約の報告
2. 農地賃借料情報の提供について

事務局     (事務局より業務連絡事項について説明)

1. 第5回農業委員会総会の日時及び場所
2. 農業委員会だよりについて
3. その他

議長       これをもちまして本日の総会を閉じたいと思います。どうもご苦労さまでございました。

閉会時刻   10時58分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第18条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員